

介護サービス費 (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
 (サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険給付費(一日)	施設サービス費 (単位)	652	720	793	862	929
	日常生活継続支援加算(Ⅱ) (単位)	46	46	46	46	46
	夜勤職員配置加算 (単位)	21	21	21	21	21
	看護体制加算(Ⅰ) (単位)	4	4	4	4	4
	看護体制加算(Ⅱ) (単位)	8	8	8	8	8
	精神科医療養指導加算 (単位)	5	5	5	5	5
	個別機能訓練加算(Ⅰ) (単位)	12	12	12	12	12
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
一日あたりの保険給付費(小計) (単位)	a	759	827	900	969	1036
科学的介護推進体制加算(月額) (単位)	b	50	50	50	50	50
自立支援促進加算(月額) (単位)		300	300	300	300	300
基本単位+諸加算合計(30.4日) (a×30.4)+b=c	c	23,423	25,491	27,710	29,808	31,844
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) c×8.3%=d	d	1,944	2,116	2,300	2,474	2,643
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) c×2.7%=d'	d'	632	688	748	805	860
月額の保険給付費合計(c+d+d')(単位)	e	25,999	28,295	30,758	33,087	35,347
保険対象費用総額 (e×10.45) (円)		271,690	295,683	321,422	345,760	369,377
利用者負担額(円)	1割負担	27,169	29,569	32,143	34,576	36,938
	2割負担	54,338	59,137	64,284	69,152	73,875
	3割負担	81,507	88,705	96,426	103,728	110,813

※コロナウィルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月～9月のご利用については基本報酬である「施設サービス費」の項目について、0.1%上乘せされます。
 その他の加算については2ページ目をご確認ください。
 食費・居住費を含めた利用料金については、3ページ目をご確認ください。

※その他、以下に該当される場合、上記の保険給付費に別途加算されます。

●入所時初期加算：1日30単位

入所されてから30日を限度として加算されます。それ以後は、加算されません。

但し、30日以上入院をされ退院された場合は、退院日から新たに30日を限度として加算されます。

●安全対策体制加算：20単位

研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回を限度として算定されます。

●入院・外泊加算：246単位

ご契約者が連続して3日以上入院・外泊された場合に加算となり6日間を限度とします。

加算に加え、当該居室確保のため、居住費2,300円をご負担いただきます。(契約書第18、21条参照)

●経口維持加算(Ⅰ)：1月400単位

経口により食事を摂取しており摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご契約者に対して、継続して経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に対象となります。

●経口移行加算：1日28単位

経管栄養により食事を摂取するご契約者に対して、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理及び言語聴覚士もしくは看護師による支援を行う場合に180日を限度として加算されます。

●療養食加算：1食6単位

医師の食事せんに基づく療養食を提供された場合に加算されます。

●看取り介護加算：死亡日以前45日前～31日前は1日72単位、30日前～4日前は1日144単位、

前々日・前日は780単位、死亡日1,580単位

医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した契約者について、本人及び家族とともに医師、看護師、介護職員等が共同して、十分な説明を随時行い合意をしながらその人らしい看取りを支援した場合に加算の対象となります。

●個別機能訓練加算(Ⅱ)：1月20単位

機能訓練について厚生労働省へデータ提出しフィードバックを活用している場合に対象となります。

●褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)：1月3単位

褥瘡のリスクを有している方について、定期的な評価と厚生労働省へデータ提出、フィードバックを活用、また多職種共同のもと褥瘡ケア計画を作成の上、管理をしている場合に加算の対象となります。

●褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)：1月13単位

褥瘡マネジメント加算Ⅰに加え、褥瘡が発生していない場合に加算の対象となります。

●排せつ支援加算(Ⅰ)：1月10単位

排せつに介護を要する方ごとに、厚生労働省へデータ提出しフィードバックを活用、さらに多職種共同のもと、排せつに介護を要する原因を分析し、計画を作成して支援している場合に加算の対象となります。

●排せつ支援加算(Ⅱ)：1月15単位

排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時等と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありからなしに改善している場合に加算の対象となります。

●排せつ支援加算(Ⅲ)：1月20単位

排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時等と比較して、排尿・排泄の状態の

少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がなく、かつ、おむつ使用ありからなしに改善している場合に加算の対象となります。

●口腔衛生管理加算(Ⅰ)：1月90単位

歯科衛生士が月2回以上訪問し、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行う、また介護職員からの相談等に対応している場合に加算の対象となります。

●口腔衛生管理加算(Ⅱ)：1月110単位

口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件に加え、厚生労働省へデータを提出しフィードバックを活用している場合、加算の対象となります。

●配置医師緊急時対応加算：早朝(6～8時)・夜間(18～22時)の場合⇒1回につき650単位

深夜(22～6時)の場合⇒1回につき1300単位

配置医が早朝、夜間、深夜に緊急で診察を行った際に加算されます。

●退所時等相談援助加算：退所前後訪問相談援助460単位、退所時相談援助400単位、退所前連携500単位

退所時に際して(病院、診療所への入院及び他の介護保険施設への入所を除く)相談援助を行った場合にそれぞれ加算されます。

●ADL維持加算(Ⅰ)30単位/月

6か月後のADL値を測定し、厚生労働省にデータ提出しフィードバックを行い、さらに、初月のADL値や要介護認定の状況などに応じて調整式で得られた値が一定値(1)以上の場合、加算の対象となります。

●ADL維持加算(Ⅱ)60単位/月

ADL維持加算(Ⅰ)の要件に加え、調整式で得られた値がさらに高い一定値(2)以上の場合、加算の対象となります。

サービス利用料金表

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥27,169	¥29,569	¥32,143	¥34,576	¥36,938
		2割負担	¥54,338	¥59,137	¥64,284	¥69,152	¥73,875
		3割負担	¥81,507	¥88,705	¥96,426	¥103,728	¥110,813
	一日あたり食費	¥2,000	¥60,800				
	一日あたり居住費	¥2,300	¥69,920				
月額利用料	(30.4日)	1割負担	¥157,889	¥160,289	¥162,863	¥165,296	¥167,658
		2割負担	¥185,058	¥189,857	¥195,004	¥199,872	¥204,595
		3割負担	¥212,227	¥219,425	¥227,146	¥234,448	¥241,533

第3段階②の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥27,169	¥29,569	¥32,143	¥34,576	¥36,938
	一日あたり食費	¥1,360	¥41,344				
	一日あたり居住費	¥1,310	¥39,824				
月額利用料	(30.4日)		¥108,337	¥110,737	¥113,311	¥115,744	¥118,106

第3段階①の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥27,169	¥29,569	¥32,143	¥34,576	¥36,938
	一日あたり食費	¥650	¥19,760				
	一日あたり居住費	¥1,310	¥39,824				
月額利用料	(30.4日)		¥86,753	¥89,153	¥91,727	¥94,160	¥96,522

第2段階の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥27,169	¥29,569	¥32,143	¥34,576	¥36,938
	一日あたり食費	¥390	¥11,856				
	一日あたり居住費	¥820	¥24,928				
月額利用料	(30.4日)		¥63,953	¥66,353	¥68,927	¥71,360	¥73,722

第1段階の方 (利用者負担段階)

要介護度			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
月額	介護サービス利用料	1割負担	¥27,169	¥29,569	¥32,143	¥34,576	¥36,938
	一日あたり食費	¥300	¥9,120				
	一日あたり居住費	¥820	¥24,928				
月額利用料	(30.4日)		¥61,217	¥63,617	¥66,191	¥68,624	¥70,986

※紙オムツ代、洗濯に関する費用(家庭用洗濯機で洗えるものに限ります)は、介護サービス利用料に含みます。

※上記項目の他、日常生活上必要な衣類・物品、特別室代、医療費、お薬代、理美容代、各室内に持ち込まれる家電製品に関する電気代などは、自己負担になります。

※第1～3段階の方は、「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要です。申請や更新がない場合は、食費、居住費の減免が受けられません。詳しくは、各介護保険の保険者の介護保険窓口までお問い合わせください。